

お客さまが保有する「でんさい」の「残高証明書」を発行することができます

- でんさいの「残高証明書」は、お客さまが基準日時点で保有しているでんさいの件数・金額等を証する書面です。
- でんさいの「残高証明書」は、利用契約ごとに発行いたします。
お客さまが複数の金融機関と利用契約を締結している場合、利用契約ごとに「残高証明書」の発行請求をしていただく必要があります。
- 監査法人や税理士等、お客さまが指定した宛先へ、でんさいネットから「残高証明書」を直接送付することも可能です。
- 残高証明書の発行方法には、「定例発行方式」と「都度発行方式」がございます。
手数料は「定例発行方式」の方がお安くなりますので、オススメです。

■ 定例発行方式と都度発行方式の概要

	【定例発行方式】	【都度発行方式】
発行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例発行 (例) 毎年〇月〇日、毎月〇日等 ・ 指定日発行 <u>(未来日付)</u> (例) 平成 28 年 2 月 1 日に発行依頼 ⇒ 残高証明書の基準日 平成 28 年 2 月 29 日 ※過去日付の残高証明書は発行できません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定日発行 <u>(過去日付)</u> (例) 平成 28 年 2 月 1 日に発行依頼 ⇒ 残高証明書の基準日 平成 27 年 1 2 月 3 1 日 ※未来日付の残高証明書は発行できません。
請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回のみ当行に発行請求書をご提出いただければ、次回以降は自動的に残高証明書が発行されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残高証明書を必要とする都度、当行に発行請求書をご提出いただく必要があります。
発送期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行基準日から 15 銀行営業日以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ でんさいネットが請求を受け付けた日から 15 銀行営業日以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送いたします。 ※お客さまからの申込を当行が受付後、でんさいネットが請求を受付けるまでには、一定期間がかかります。
発行手数料	1, 6 2 0 円 (税込み)	4, 3 2 0 円 (税込み)

- 残高証明書のサンプルや詳細については、でんさいネットのホームページ (<https://www.densai.net/>) をご覧ください。